(5) アンケートの結果(まとめ)

※(前回 xxxx) は、平成 27 年 11 月実施の前回調査の数値

① 事業主

(建設工事関係)

○公契約条例の認知度

「名称も内容も知っている」	5社・25.0% (前回 8社・30.8%)
「名称は知っているが内容は知らない」	7社・35.0% (前回 5社・19.2%)
「知らない」	8 社・40.0% (前回 12 社・46.2%)

「名称も内容も知っている」と回答した事業者は、数・割合ともに減少し、「内容は知らない・知らない」と回答した事業者は、数は減少したものの割合は9.6ポイント増加している。前回と比べ認知度は上がっていないと考えられる。

○条例の必要性(「名称も内容も知っている」と回答した人のみ)

「必要である」	2 社・40.0%(前回 4 社・50.0%)
「必要ではない」	3 社・60.0% (前回4社・50.0%)

客体数が少なく分析が難しいが、必要性の「ある・なし」では、前回、今回ともに、 どちらの意見もある状況と見受けられる。

○この3年間の賃金状況

「引き上げた」	15 社・75.0%	(前回 19 社・73.1%)
「変わらない」	5社・25.0%	(前回 6社・23.1%)
「引き下げた」	0 社	(前回 0社)

前回・今回ともに「引き上げた」と回答した事業者が全体の4分の3を占めており、前回調査から引き続き同じ状況にあることから、事業者の賃金支払額は上昇傾向にあると考えられる。

○元請業者が下請業者の労働条件、賃金の把握をしているか

「把握している」	1 社・ 5.6% (前回 2 社・ 8.7%)
「一部把握している」	8 社・44.4%(前回 6 社・26.1%)
「把握していない」	9 社・50.0%(前回 15 社・65.2%)

前回調査との比較では、「一部把握している」の事業者数・割合がやや増加している ものの、依然、半数の事業者は「把握していない」と回答しており、元請が下請の賃 金・労働条件を把握することは難しいと考えられる。

○賃金・労働条件の確保、市の入札・契約制度に対する自由意見では、公共事業の量の確保、平準的な発注、適正な設計と工期の確保を望む声が多く見られた。

(業務委託・指定管理関係)

○公契約条例の認知度

「名称も内容も知っている」	5 社・62.5%(前回 2 社・25.0%)
「名称は知っているが内容は知らない」	1 社・12.5% (前回2社・25.0%)
「知らない」	2社・25.0% (前回4社・50.0%)

前回調査と比べ、「内容も知っている」と回答した事業者が、数・割合ともに増加しており、内容も含めた認知度は前回より少し上がっていると考えられる。

○条例の必要性(「名称も内容も知っている」と回答した人のみ)

「必要である」	3社・60.0%	(前回1社・50.0%)
「必要ではない」	0社	(前回1社・50.0%)
「わからない・無回答」	2社・40.0%	(前回0社)

客体数が少なく分析は難しいが、「必要である」と回答した事業者が数・割合ともに 少し増加し、「必要でない」の回答がなかったことから、必要性を感じる事業者がやや 増加したと考えられる。

○この3年間の賃金状況

「引き上げた」	6社・75.0%	(前回6社・75.0%)
「変わらない」	2社・25.0%	(前回1社・12.5%)
「引き下げた」	0社	(前回0社)

前回・今回ともに「引き上げた」と回答した事業者が4分の3を占めており、前回 調査から引き続き同じ状況にあることから、事業者の賃金支払額は上昇傾向にあると 考えられる。

○賃金・労働条件の確保、市の入札・契約制度に対する自由意見はあまり多くないが、委 託料中の賃金部分の毎年改定や、市内業者への発注を求める声があった。

② 事業所従業員

○公契約条例の認知度

「名称も内容も知っている」	12 人・16.9%(前回 12 人・22.2%)
「名称は知っているが内容は知らない」	21 人・29.6%(前回 3人・5.6%)
「知らない」	38 人・53.5%(前回 39 人・72.2%)

前回調査と比べ、「名称は知っているが内容は知らない」と回答した人が、数・割合ともに増加し、全体でも「内容は知らない」「知らない」と回答した人が8割(前回7割)を越えており、内容に対する認知度は上がっていないと考えられる。

○条例の必要性(「名称も内容も知っている」と回答した人のみ)

「必要である」	8人・66.7%(前回7人・58.3%)
「必要ではない」	2人・16.7%(前回5人・41.7%)
「わからない」	2人・16.7% (前回0人)

客体数が少なく分析は難しいが、「必要である」と答えた人の割合が前回・今回ともに多く、必要性を感じる人が、そうでない人を上回っていると考えられる。

○この3年間での収入の変化

「大きく増えている」	1人・1.4% (前回 1人・1.9%)
「多少増えている」	36 人・50.7%(前回 31 人・57.4%)
「変わらない」	26 人・36.6%(前回 19 人・35.2%)
「多少減っている」	6人・8.5% (前回 1人・1.9%)
「大きく減っている」	1人・1.4% (前回 1人・1.9%)

前回・今回ともに「多少増えている」と回答した人が全体の半数を越えており、前回調査から引き続き同じ状況にあることから、事業者の賃金支払額の上昇を受けて、

従業者収入も上昇傾向にあると考えられる。

○この3年間の仕事量の変化

「大きく増えている」	9人・12.7% (前回 7人・13.0%)
「多少増えている」	32 人・45.1%(前回 21 人・38.9%)
「変わらない」	17 人・23.9%(前回 18 人・33.3%)
「多少減っている」	8人・11.3% (前回 5人・ 9.3%)
「大きく減っている」	0人 (前回 2人・3.7%)

前回調査と比べ「多少増えている」と回答した人の割合が増加しており、仕事量は 増えていると感じている人が多くなっていると考えられる。

○賃金・労働条件の確保、市の入札・契約制度に対する自由意見では、公共事業の量の確保を求める声が多く、次いで、労務単価の引き上げ、適正な工期の確保を求める声も見られた。

③ 一人親方

※前回は調査対象でないため、今回数値のみ。

○公契約条例の認知度

「名称も内容も知っている」	7人・25.9%
「名称は知っているが内容は知らない」	3人·11.1%
「知らない」	17人・63.0%

「知らない」と回答した人が6割を越えており、認知度は高くないと考えられる。

○条例の必要性(「名称も内容も知っている」と回答した人のみ)

「必要である」	6人・85.7%
「必要ではない」	1人・14.3%

客体数が少なく分析は難しいが、「必要である」と答えた人の割合が高いことから、 内容を知っている人は必要があると感じていると考えられる。

○この3年間での収入の変化

「大きく増えている」	1人・3.7%
「多少増えている」	2人· 7.4%
「変わらない」	14 人・51.9%
「多少減っている」	6人・22.2%
「大きく減っている」	4人・14.8%

回答者の半数が「変わらない」と答えており、「増えている」の回答者数と「減っている」の回答者数を比べると「減っている」と回答した人の方が多い。事業所従業員では収入が上昇傾向にあったのに対し、一人親方ではその傾向は表れていない。

○この3年間の仕事量の変化

「大きく増えている」	1人・3.7%
「多少増えている」	4人・14.8%
「変わらない」	10 人・37.0%
「多少減っている」	8人・29.6%
「大きく減っている」	2人• 7.4%

「変わらない」と回答した人が多く、次いで「多少減っている」「多少増えている」 の順となっている。事業所従業者では多少増えていると感じている人が多かったのに 対し、一人親方ではそう感じていない人の方が多いと考えられる。

○賃金・労働条件の確保、市の入札・契約制度に対する自由意見では、分離発注や下請等 での地元職人活用などにより受注機会を増やすよう求める声が最も多く見られた。

④ 市民 (プランナー・モニター)

○ 公契約条例の認知度

「名称も内容も知っている」	2人・25.0%(前回2人・25.0%)
「名称は知っているが内容は知らない」	2人・25.0%(前回1人・12.5%)
「知らない」	4人・50.0% (前回5人・62.5%)

客体数が少なく分析は難しいが、「知らない」と答えた人が前回・今回とも半数を越 えており、認知度はあまり上がっていないと考えられる。

○賃金・労働条件の確保、市の入札・契約制度に対する自由意見では、労働者の賃金水準 の確保が必要との意見が比較的多く見られた。その他、庄原市にあった制度の検討、 地元業者が減ることへの不安を感じるといった声もあった。

2 公契約関係者からの意見聴取

(1) 意見聴取の概要

[目的]

公契約に関わる経営者・労務従事者等に委員会へ出席を頂き、直接意見を聴取することで、庄原市における公契約の条例及び制度に関する検討を行うための参考とする。

[意見聴取者]

平成30年1月25日(第4回検討委員会にて)

(建設事業者関係者) 庄原市建設業協会より (1名)

(一人親方関係者) 広島県建設労働組合 第 12 地域連合庄原より (2名) 平成 30 年 2 月 9 日 (第 5 回検討委員会にて)

(建設事業者関係者) 庄原市建設安全協議会より(1名)

(業務委託関係者) 庁舎総合管理事業者より(1名)

(指定管理関係者) 保育所指定管理事業者より(1名)

「聴取方法]

事前通告した質問事項に沿って質問を行い、それに回答していただく。回答に対して検討委員より質問する。最後は全体的に質問・意見聴取・意見交換を行う。

(2) 意見聴取の結果(主な意見等)

(建設事業関係者) 庄原市建設業協会

事前質問項目1 現在の市の発注方法について、問題点はあるか。

- ○入札日程の設定や、会社パソコン及び携帯アドレスへのメールでの連絡などに関して は、他市町と比較してよく考えられた発注方法だと思う。
- ○発注件数が多い時期は入札までの日程を延ばしていただくなどの対応をいただけれ ば、余裕を持って積算できる。

事前質問項目2 受注による利益率はどうか。

- ○建設業協会の組合員は、昨年1社倒産し現在 12 社である。そのうち、経常利益率が 0%もしくは赤字の会社が4分の1を占めている。県全体の状況を見ても、特に中山 間地域の業者の方が利益率が低い傾向にある。
- ○沿岸部と比較して、気象や土質、地形の条件が悪いということがある。秋から工事着 手した場合すぐに降雪期に入り、除雪対応と並行した施工となること、3月末完成の ためには休日も施工せざるを得ず、その分手当も必要となることなどから、非効率な 状況に置かれている。
- ○北部地域では冬用タイヤやチェーンが必要であるが、それらの経費は単価に反映されておらず、県内同一単価であることも原因であると考えている。
- ○利益率を上げるためには発注の平準化をお願いしたい。特に建築工事業については利益率が非常に低く、入札前から赤字が予想される案件もある。土木工事業についても公共事業費そのものが大幅な減少傾向にあり、廃業、倒産する業者も多い。
- ○道路や河川の維持、道路除雪、災害時の緊急対応など、なんとか対応しているが、こ

れ以上業者が減少すると、地域の安全・安心にも影響が出ることが懸念される。

○経営規模が大きく上位ランクの会社ほど利益率は高く、小規模業者ほど利益率の低い 傾向がある。

事前質問項目3 社会保険等未加入対策について、意見や要望はあるか。

○広島県の制度では、社会保険未加入者は入札に参加できない。また、未加入業者に下 請発注した場合、違約金や指名除外措置、工事成績の減点などの制度があり、現実的 に未加入業者へ発注することは不可能であろうと思う。

事前質問項目4 低入札価格調査制度について、意見や要望はあるか。

- ○庄原市では低入札価格調査制度ではなく最低制限価格制度を導入されているが、特に 舗装工事は最低制限価格での応札となる場合が多く、最低制限価格の引き上げをお願 いしたいところである。
- ○低入札価格調査制度は非常に分かりにくい制度である。調査基準価格を下回った応札をする場合、詳細な内訳書や外注見積書の添付が義務付けられ、入札段階でまず大きな労力が必要となる。更に、施工中や完成後にも内訳書の妥当性についての調査が行われ、受注者・発注者ともに多大な労力を要している。導入にあたってはそういった点も検討される必要があるのではないか。

事前質問項目5 下請け発注について、どのような実態なのか。

○かつては自社地域の案件のみを請け負っていたが、現在は地域外や市外の案件も請け なければ厳しい状況である。

事前質問項目6

市外業者をつかわず、市内業者のみで受注できるような体制は難しいか。

- ○自社施工が基本であるが、工期面などで難しい場合は下請発注している。その場合も 市内業者での施工が原則だと考えており、協会組合員に対しては、まず近隣の業者、 次に市内業者といった段階を踏んで発注していただくよう依頼しているが、市内業者 で対応できない場合は市外業者へ発注している。
- ○建築工事の場合は専門的な工種が多く、市内業者だけでの対応は難しい。

事前質問項目7 賃金や労働条件を確保するためには、今後どのような対応が必要か。

- ○品確法にも謳ってあるように、企業がある程度の利益が上げられるような制度の構築が必要であると思う。企業の利益が労働者の賃金確保や労働条件改善に繋がるのではないか。そのためには、土木工事の大半を占める公共事業の削減を食い止め、少しでも増額をお願いしたい。
- ○項目2でも述べたが、現在の工期設定では非効率な時期の施工となり、利益を上げに くい状況である。1年を通して平均的な発注を行っていただき、特に、天候の良い4 ~6月頃に施工できれば効率の良い施工ができると思う。
- 労務単価を引き上げることも重要であるが、公共事業の確保及び発注の平準化が最も 重要であると考える。

事前質問項目8

公契約条例が制定された場合、対象工事については下請けを含め全て の労務従事者に一定額以上の賃金の支払を義務付け、労働条件や賃金 の支払い状況等の労働状況台帳を提出していただくこととなるが、対 応は可能か。

- ○公共工事は現在でも品質管理、安全対策関連など膨大な書類作成を求められている。 日中現場で業務を行った後、夜間に書類整理を行わざるを得ないという状況で、非常 に厳しい労働環境に置かれてベテランの社員が退職する事例も多い。条例制定により 更に提出書類が増えた場合、対応が難しいのではないか。
- ○特に、建築工事の場合は関連する工種も多岐に渡り、全ての下請業者の労働状況台帳 を提出することは不可能ではないかと思う。
- ○下請けになるほど厳しい状況であることは把握しているが、賃金支払状況までは確認 していない。ただ、自社が下請受注した場合、低価格で受注したからと言って社員の 賃金をカットすることはない。少しでも効率良く施工し、利益を上げる努力をしてい る。

事前質問項目9 その他、市の入札・契約制度について、意見や要望はあるか。

- ○まず入札参加可能地域の設定について、旧庄原市内に事務所を有する業者は全地域の 入札に参加可能である一方、旧町内に事務所を有する業者が参加できるのは隣接地域 のみである。合併して 10 数年経過していることもあり、地域設定について検討いた だくことも必要ではないか。
- ○業者の格付について、地域によってはC、Dランクの業者が少なく、そのために入札 不成立となる事案も発生している。この点への対応も必要であると思う。

(一人親方関係者) 広島県建設労働組合 第12地域連合庄原

事前質問項目1 労働賃金の現状について。

○賃金の現状について、建設労働組合が実施したアンケートによれば、平成 28 年度から 29 年度にかけて、全体では 386 円のマイナスという結果であった。現場からは原因究明及び賃金引上げに向けた取組に対する要望が上がっている。

事前質問項目2 地域内業者の活用について。

○建設労働組合には建築工事関係約50職種のうち、約20職種の業者が加入しており、 公共工事・民間工事に係わらず、約8割は市内業者で施工可能ではないかと考えてい る。地域内業者を積極的に活用していただきたい。

事前質問項目3 品質の確保について。

○賃金が上がっていても、工期短縮のため応援を頼んだことにより結果的に赤字になるケースもある。余裕を持った施工ができることが品質確保に繋がるのではないかと思う。

事前質問項目4 | 担い手の育成について。

- ○平成27年の国勢調査によると、20~30代の建設就業者数が減少し、団塊ジュニア世代の40代が増加している。60~70代も増加しているが、これは担い手の減少に伴い、一旦引退された方が再就業されたことの影響によるものであると思われる。
- ○若年層を育成する余裕がなく、技能や経験、資格のないまま一人親方として独立する ケースもある。
- ○担い手確保のためには賃金や労働条件の整備が必要であり、適正な賃金、安全経費や 法定福利費が支払われるよう発注者に指導をお願いしたい。

事前質問項目5 社会保険等未加入対策について、意見や要望はあるか。

○下請業者の中には社会保険に加入できないほど金額面で厳しい状況の業者もあると 聞いている。未加入業者への下請制限により加入が増えてはいるが、制限があるから 加入するのではなく、自主的に加入できるような制度の構築を要望したい。

○法定福利費等については下請側から請求するものではなく、行政の指導の下、元請側 から適正に支払われるべきではないか。

事前質問項目6 | 賃金や労働条件を確保するためには、今後どのような対応が必要か。

- ○契約時に発注者側が内訳書を精査し、必要な材料費、労務費、法定福利費、安全経費等を明確にしていただきたい。更に、下請契約についても内訳を確認し、必要な経費が確実に支払われているか発注者が確認、指導することや、下請業者への支払責任を契約条項等に盛り込んでいただくことが必要ではないか。
- ○下請業者への適正な賃金の確保が工期の遵守、品質向上、担い手確保に繋がるのでは ないかと思う。

事前質問項目7 | その他、市の入札・契約制度について、意見や要望はあるか。

- ○適正な賃金の調査及びモデル化を行い、適正価格、適正工期での発注をお願いしたい。
- ○分離発注を促進し、多重下請の抑制に努めていただくことやダンピング受注対策も重要である。
- ○年間を通したバランスの良い発注を行っていただくことである。現状では降雪期や年 度末に工事が集中しているが、極力工事が集中しないような発注をお願いしたい。
- ○担い手育成のため、法定福利費や安全経費が確実に支払われるような制度の構築である。一人親方は資格を取得することも難しい状況にある。技能訓練等に対する支援制度などがあれば良いと思う。建設労働組合でも独自の支援を行っているが、行政としても若年層が技術習得するための支援をしていただきたい。

(建設事業者関係者) 庄原市建設安全協議会

事前質問項目1 現在の市の発注方法について、問題点はあるか。

- ○特に問題点は感じていない。
- ○協議会会員からは、手持工事件数による入札参加制限や、総合評価落札方式における 手持受注金額に応じた評価点の配点方法により受注しづらいという声は聞いている。

事前質問項目2 受注による利益率はどうか。

- ○難易度等、様々な要素によって異なるため一概には言えないが、特に建築工事は予算 が少ない案件も多く、利益率は低い傾向にある。
- ○土木工事においても一般土木工事と災害復旧工事とでは異なる。具体的な数値にはできないが、道路改良等の一般土木工事は比較的利益が出やすいように思う。
- ○1年のうち公共事業の施工期間は半年程度であり、残りの半年は民間工事等で凌いでいる。従業員は通年で雇用しており、1件の工事で利益が出たから良いということではない。
- ○予算額に見合った設計が行われているか疑問を感じることはある。数量はあくまで参考であると言われ、実際の施工で増額した部分も加味してもらえない。土木工事は変更協議に応じていただけるので、その点では建築工事は特殊だと思う。
- ○建築工事は数ヶ月前の単価で設計されており、発注段階ではその単価が上昇していた としても反映されない。過去には受注したくても予定価格以内に収まらず、不落とな ったケースもあった。適性価格で応札したいと思っている。

事前質問項目3 社会保険等未加入対策について、意見や要望はあるか。

○法定福利費等企業側の負担はあるが、自社では適切に対応しており、加入業者にのみ 下請発注している。

事前質問項目4 | 低入札価格調査制度について、意見や要望はあるか。

○公共事業は大幅な減少傾向にあり、低価格でも落札しなければ経営が成り立たないということが低入札の背景にあると思う。発注量が充分にあれば、低入札の必要がなくなるのではないか。

事前質問項目5 | 下請け発注について、どのような実態なのか。

○下請については、下請業者から見積を徴収した上で発注している。下請から二次下請 への発注形態については把握しておらず、全て下請業者の判断によっている。

事前質問項目6

市外業者をつかわず、市内業者のみで受注できるような体制は難しいか。

○市内業者で施工可能なのは30%程度であるが、市外業者に発注する場合でも価格交渉 するなど努力している。従業員を雇用するためにはまず会社の利益を上げなければな らない。

事前質問項目7 ┃ 賃金や労働条件を確保するためには、今後どのような対応が必要か。

- ○元請としては予算内での下請発注であり、元々安価な契約の中で利益を出すためには 努力が必要となる。
- ○人件費を別に見ていただければ良いが、設計額が低い中で落札のために価格競争をすれば赤字となってしまう。

事前質問項目8

公契約条例が制定された場合、対象工事については下請けを含め全ての労務従事者に一定額以上の賃金の支払を義務付け、労働条件や賃金の支払い状況等の労働状況台帳を提出していただくこととなるが、対応は可能か。

- ○発注額の増加や業者数のバランスを図るなど、公契約条例の制定より重要なことは他にたくさんあるのではないかと思う。公契約条例は、そういった制度が整った上で、国・県・市・民間など全て同一条件の中で取り組まなければ、市発注工事の単価のみが上がっても意味がない。
- ○公契約条例を制定すれば発注者、受注者ともに莫大な費用、労力が必要となるが、費用対効果が高いとは思えない。
- ○公契約条例自体が悪いとは思わないが、そこまでの基盤ができていないように思う。

事前質問項目9 その他、市の入札・契約制度について、意見や要望はあるか。

- ○設計が適正に予算へ反映されているか疑問を感じることが多々ある。市としてのチェック体制を強化していただきたい。
- ○発注時期の偏り等については、市の会計年度上やむを得ない部分もあり、農期や漁期 との兼ね合いもある。バランス良く発注していただければ理想だが、予算の状況にも よると思う。公共工事を施工する半年間の中で利益を上げる努力をしているが、この 現状の中での公契約条例の制定には疑問を抱いている。

(業務委託関係者) 庁舎総合管理事業者

事前質問項目1 現在の市の発注方法について、問題点はあるか。

○地域特性等に配慮した発注方法となっており、特段問題はない。

事前質問項目2 | 受注による利益率はどうか。

- ○清掃業務で言えば人件費がコストの7~9割を占めている。現在は労務単価を用いて 精度の高い積算をしていただいているように思うが、複数年に渡る契約の場合、2年 目以降の人件費の上昇分が加味されているかは分からない。
- ○国の働き方改革の中で人件費が今後も上昇することは明らかであり、また、昨今の人 手不足の影響もあり、人件費が収益を圧迫する要因となっている。
- ○過去と比較して最近の人件費上昇率は大きく、特に清掃業は最低賃金の影響を受けや すい業種であるため、自社でも年度途中で給与の見直しを行ったところである。

事前質問項目3 発注側の仕様書は適切に(実態に即した形で)作成されているか。

○概ね適切である。

事前質問項目4 │現在、受注されている委託業務について、問題点はあるか。

○問題点ではないが、項目2でも述べたとおり、2年目以降の人件費上昇率が反映されているか否か、考え方をお示しいただければと思う。費用に占める人件費の比率が多い業種ほど重要な問題である。

事前質問項目5 対働者の雇用形態及び賃金の支払いは、どのようになっているか。

- ○月給制、時給制、嘱託、パート、アルバイトという形態である。アルバイトを除く従 業員には賞与も支給している。基本的に管理部門の職員は月給制、事業所勤務の職員 は勤務場所により勤務時間が異なるため時給制をとっている。
- ○請負契約が基本だが、発注者の事業所での勤務となることから始業・終業時間の制約 はある。

事前質問項目6

公契約条例が制定された場合、労働者賃金の下限額を定めることになるが、対応は可能か。

- ○対応は可能だが、公契約条例の制定により勤務条件が良く人手も集まりやすい官公庁 勤務の職員の賃金が上がると、逆に夜間や土日祝日勤務の職員の方が低賃金となり社 内での賃金格差が生じてしまう。同一業務同一賃金の観点から考えると、官公庁勤務 の職員の賃金水準に合わせる必要が生じるため、負担が増えることが予測される。
- ○基準単価にもよるが、各業者によって給与体系や支給方法等が異なり、何を持って基準単価とするのか決めようがないと思う。賞与や手当についても検討の必要がある。
- ○自社ではガラス清掃やエレベータの保守等を外注する場合もあるが、人件費も含めた 総額で請負契約をしており、外注先の給与支払状況までの関与は難しい。
- ○物価や賃金の状況も日々変わっており、条例を制定することに費用対効果があるのか は疑問である。

事前質問項目7 その他、市の入札・契約制度について、意見や要望はあるか。

- ○仕様書に示された資格要件を満たしているか、厳格な業者審査をお願いしたい。現状では仕様書どおりの履行が行われているかの確認がされないため、仮に不誠実な業者であっても参加可能である。建設工事のように、罰則の整備や完成検査に基づく点数による履行評価などを導入していただきたい。広島県では罰則規定が整備されたことで健全化されたように思う。
- ○総合評価落札方式のように、障害者の雇用、ボランティア活動、子育て支援等、本来 の業務以外の取組も評価していただくような入札制度を構築していただければ業者 の育成にも繋がると考える。

(指定管理関係者) 保育所指定管理事業者

事前質問項目1 現在の市の発注方法について、問題点はあるか。

○特に問題点は感じていない。

事前質問項目2 受注による利益率はどうか。

- ○適切な利益を計上していると考えている。
- ○人件費の占める割合は、7割程度である。
- ○保育士、看護士ともに職制に応じて単価は異なっており、実際の人数及び単価で積み上げている。
- ○子どもの数が減少する中で継続的な雇用を確保するため、設立当初は低めの賃金設定であった。業績に応じて賞与対象月数の増加、基本給の増額などの取組をしており、 職員の理解も得られていると思っている。

事前質問項目3 | 発注側の仕様書は適切に(実態に即した形で)作成されているか。

- ○公休代替保育士の人数について、実際の人数が異なる保育所で同人数しか計上されて おらず、実体に即していない。また、有給休暇取得時の代替保育士についてもあまり 考慮されていないように感じている。
- ○賃金の上昇分は指定管理料に反映されている。
- ○延長保育があるため、パート保育士も雇用している。ここ数年、延長保育が急激に増えており、管理職が対応している状況である。延長保育分の人件費も指定管理料に反映されてはいるが、延長保育の大幅な増加や0~1歳の乳児の増加により保育士の必要人数は増加傾向にある。

事前質問項目4 指定管理者制度について、制度上の問題点等はあるか。

○特に問題点は感じていない。

事前質問項目5

現在、受注されている指定管理協定について、運営上の問題点等はあるか。

○特に問題点は感じていない。

事前質問項目6 労働者の雇用形態及び賃金の支払いは、どのようになっているか。

○正職員、嘱託職員、パート、アルバイトという形態であり、正職員と嘱託職員は同一給与 である。

事前質問項目7

公契約条例が制定された場合、労働者賃金の下限額を定めることになるが、対応は可能か。

○対応は可能であると思うが、現在の給与額からの上がり幅にもよる。上昇率が数%程度であれば対応できるが、それ以上の上昇率となると全職員に反映させるのは難しい。

事前質問項目8 │その他、市の入札・契約制度について、意見や要望はあるか。

○現状の制度に満足しており、特段要望等はない。

3 公契約条例等を制定した自治体の状況

(1) 先例地視察

① 視察の概要

「目的]

公契約条例を制定している先例自治体を視察し、庄原市における公契約の条例 及び制度に関する検討を行うための参考とする。

[視察先]

兵庫県三木市

※三木市は、平成 26 年 7 月 1 日から条例を施行しており、3 年が経過している。平成 27 年 12 月に庄原市関係職員による視察を行ったが、条例制定に伴う取り組み状況については聞くことができたが、成果や課題については条例施行から 1 年余りということもあり、検証ができていない状況であった。

「視察人員]

5名(検討委員)

「随行員]

2名(管財課長、契約係長)

「視察日」

平成 29 年 11 月 13 日 (月) 午後

[視察内容]

視察先の公契約条例担当職員から、公契約条例に係る取り組み状況等の説明を 受けた後、視察者(随行員含む)から必要事項について聞き取りを行う。

- ・条例制定の経緯
- ・ 条例施行に伴う事務執行状況
- ・条例施行に伴う成果と課題 等
- ② 視察事項(主な内容)

「条例制定の経過説明]

市議会議員より条例制定について意見が出され、市長選挙に際し、前市長の選挙公約にもなり、トップダウン的に取組みが開始。平成26年3月議会で議決に至った。

議決に際し、議会も反対しにくい風潮があり、反対(もう少し検討が必要)はあったが、賛成多数で可決された。条例制定に際して、労働団体、経済団体(商工会)、学識経験者(大学准教授)で構成する検討委員会を立ち上げ、厚木市の条例を参考に準備を進めた。

条例制定前にパブリックコメントも実施し、170 件の意見を頂いた。ほとんどが労働団体の組織的なもので、すべて賛成の内容であった。

平成26年7月1日の条例施行後は、労働報酬審議会を設置し、労働報酬下限額についての意見を聞いた上で、毎年3月議会で下限額の改定を行っている。

平成29年7月より、現在の新市長となったが、今後は、労務単価の変更が容易でないことから、金額については条例から外し、規則で定める改正を予定している。

[質問·確認事項]

- Q. どのような方法でパブリックコメントを実施されたのか。
- A. 公民館への用紙設置。ホームページへも出したが、ほとんど紙での提出であった。
- Q. 業界から、負担が増えることに対しての意見はでなかったか。
- A. 検討委員会立ち上げの時、商工会からは委員就任を断られた(反対)。あまり、広く意見を聞く前に進めたのが実情。よって、事前に意見はでなかった。 条例施行後、賃金台帳の提出について負担との声はでているが、あまり表立って発言はされない。
- Q. 平成25年5月に検討委員会を立ち上げられ、平成26年3月条例制定という非常に短期間での対応だが、どのように検討を進められたのか。
- A. とにかく、強力なトップダウンでの取り組みで、検討の余地がなかった。もっと、 慎重に検討ができればよかったと思う。
- Q. 全国的に条例制定をされる自治体も増えているが、ホームページなどをみても、 条例の効果や実効性が見えてこない。何のための条例であるかがポイントと考える が、実際に条例を施行されてみて、どう感じておられるか。
- A. 条例施行から3年経過したが、そのあたりが見えていない。労働団体からはアンケートをとって欲しいと要望はでるが、その結果をどのように整理するか、また、年間数件の対象工事で、どこまで効果がでているかを量ることは非常に難しい。
- Q. 一人親方からの声はあるか。
- A. 労働団体やパブリックコメントにおいて、一人親方の声も多かった。賃金に対する苦情的なものが多かったように思う。
- Q. 条例により義務付けられた賃金を、実際受け取られていない状況があるのか。
- A. 対象工事における正式なものではなく、ぼやきとしての声と思う。
- Q. 最低賃金法で定める最低賃金も全国的に上昇している中、条例で法を上回る賃金 を義務付けることや歳出が増えることについて、法的にどうかという議論もある。 住民など関係者以外から、これらに対する意見はでていないか。
- A. 意見はでていない。この条例について、関係者以外へは発信もしていないため、 認識をされていないのではないかと思う。ごく限られた工事での規制がどの程度効 果があるかは分からない。業者の中では、面倒なので対象工事を避けたり、下請け へ仕事を依頼しにくくなったりという状況も起こるのではないかと思う。
- Q. 対象工事で賃金台帳が提出されているのか。下請けはどんな職種が多いか
- A. 提出されているが、基準どおり支払ったという報告しかでてこない。職種は普通 作業員や配管工などが多い。
- Q. 通常、会社に雇用されるとき、職種は限定せず給料が決まっている。その方に対し、この工事のこの工種のときはいくらというように、給料を変えることができるのか。また、1日の作業の内容を把握し、工種ごとに計算をすることができるのか。
- A. 対象工事ごとに、職種を決めて作業をされている。
- Q. そこを一律決めることは、実態として可能なのか。決めてしまうと、一人一役し か業務ができないことになるのでは。
- A. 実態として、難しい場面もあると考える。
- Q. ダンピング受注があった場合、労働従事者への支払へ影響がでるのではないかと思う。同じく条例制定されている直方市では、落札率が90%を下回り、最低制限価格で抽選になるケースが多いと聞いている。逆に庄原市は、市内業者を優先する形で条件付一般競争入札を実施し、平均落札率が95%を越えるような状況。建築工事はもっと高い率である。三木市の平均落札率はどのくらいか。
- A. 90%前後だったと記憶している。

- Q. 条例を制定後、落札率はどうなったか。
- A. 逆に下がっている。
- Q. 条例制定により、どのくらいの書類を提出することとなるのか。
- A. 工事では、初め・中間・終わりの3回、労働状況台帳を提出していただいている。
- Q. 提出書類自体は、状況を総括したものだと思うが、その台帳を作成するための労力と書類は膨大なものとなるのでは。
- A. 下請けも、2次・3次とあるので、大変な作業や書類であると思う。
- Q. 市の条例を、市外業者や市外からの労働者へ義務付けをすることができるのか。 この条例は、市外業者や市外下請けへも適用されるのか。
- A. 発注は基本的に市内業者へしているが、市外業者への発注や下請業者が市外ということもある。市外業者であっても、条例の対象事業に従事したものは全て対象となる。
- Q. 近年は国において、担い手不足への対応として、賃金だけではなく、社会保険への加入、休日の確保などの雇用形態などへの取り組みが進んできている。庄原市においても、最低制限価格の公契連最新モデルへの改定、小規模修繕業者登録制度の導入など、制度の面からの取り組みはしているが、引き続き議会から条例制定の要望がでてくる状態である。三木市では、最近の国の動きに対し何か取り組まれたことはあるか。
- A. ない。本当は、このあたりの取り組みが広がっていけば、このような条例は必要ないと感じる。
- Q. 対象工事では、どの部署がどのような事務をするのか。
- A. 公契約条例関係の書類は、管財課へ提出され受付けを行う。提出されるのは「労働状況台帳の写し」で、「対象契約の基本情報」や「労働者ごとの下限額(基準額)」を記入し、「支払った賃金等は、基準額以上であることを確認しました」という内容。労働者から基準額以上の支払がされていないとの申し出があれば、調査や是正要求などの対応がでてくるが、そうでなければ提出された書類を保管するのみ。
- Q. どのような点検をしているのか。
- A. 記入漏れがないかなどの一般的な点検だが、「確認済み」のものしか提出されない。
- Q. 業者が公契約条例の対象工事ということを理由に、入札に参加されないことがあるか。
- A. 業者判断なのでわからない。
- Q. この条例制定について、国や県からの指導や意見があるか。
- A. 国や県からの指導や意見はない。
- Q. 兵庫県において、県としての取り組みは何かあるか。
- A. 県の見解を述べることはできないが、県内市町では、尼崎市は議員提案が否決。 加西市での制定を受けて、加東市でも条例を作った。丹波市などでも話は出ている ようだ。
- Q. 公契約条例関係の書類の流れはどうなっているのか。
- A. ほとんどは管財課で確認処理しているが、給食業務は、教委で受付・確認を行っている。
- Q. 工事以外に、コンサルタント業務も対象事業か。
- A. コンサルタント業務は、対象業務ではない。(単価の算出や設定が困難)。

(2)条例等制定自治体比較

			•			•		
			千葉県野田市	神奈川県川崎市	東京都多摩市	福岡県直方市	兵庫県三木市	
	条例名称		野田市公契約条例	川崎市契約条例	多摩市公契約条例	直方市公契約条例	三木市公契約条例	
	公布	日	平成21年9月30日	平成22年12月21日(改正)	平成23年12月22日	平成25年12月20日	平成26年3月31日	
	施行	·日	平成22年2月1日	平成23年4月1日	公布日と同日(適用は平成24年4月1日から)	公布日と同日(適用は平成26年4月1日から)	平成26年7月1日	
	目的		当該業務に従事する労働者の適正な労働 条件を確保することにより、当該業務の質の 確保及び公契約の社会的な価格の向上を図 り、もって市民が豊かで安心して暮らすことが できる地域社会を実現する。	民の福祉の増進に寄与する。	を図り、公共工事及び公共のサービスの質	正な労働条件等を確保し、もって労働者等の	する労働者等の労働環境の整備並びに公契	
	工事		予定価格4,000万円以上	予定価格6億円以上	予定価格5,000万円以上	予定価格5,000万円以上	予定価格5,000万円以上	
	委	託	予定価格1,000万円以上	予定価格1,000万円以上	予定価格1,000万円以上	予定価格1,000万円以上	予定価格1,000万円以上	
対象案件	対 象 案 件		①施設の設備・機器の運転・管理 ②施設の設備・機器の保守点検 ③施設の清掃 ④施設の電話交換・受付・案内 ⑤施設の警備・駐車場の整理(機械警備業務を除く) ⑥文化会館の舞台装置・機器の運転 ⑦不燃物の処理施設の設備・機器の運転 ⑧学校給食の調理及び運搬	②建物清掃等 ③屋外清掃 ④施設維持管理 ⑤電算関連業務 ⑥給食調理業務	①施設又は公園の管理業務 ②施設·下水道管渠等清掃業務 ③街路樹等の維持管理業務 ④可燃物等の収集運搬業務 ⑤送迎バスの運行業務 ⑥子育て支援業務 ⑦高齢者支援業務 ⑧障害者支援業務	②施設等の清掃業務 ③施設等の警備業務	①調査その他の建物(その敷地を含む。)における清掃、警備、駐車場管理、受付、案内又は電話交換 ②道路、公園その他の施設の清掃 ③給食調理	
	指	正官理	指定管理費の候補者決定の際に雇用される 労働者の賃金等を評価	对家(指定官理質1,000万円以上)		対象(指定管理費1,000万円以上のうち市長 又は教育委員会が必要であると認めたもの)	対象(予定価格1,000万円以上)	
	市長が特に必要と認めるもの…保健センター その他 及び急病センターの清掃				適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要と認めるもの	_	_	
	工事		28年度:28年度公共工事設計労務単価の 85%	28年度:28年2月からの公共工事設計労務単 価の90%	28年度:27年度公共工事設計労務単価の 90% ※ただし、未熟練者は988円		28年度:28年度公共工事設計労務単価の 85% ※熟練労働者以外の者850円	
	1.540円(建築保全業務労務単価 ②電話交換・受付・案内、舞台設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		職種別に設定	928円(28年度)	職種別に設定	852円(28年度)	850円(28年度)	
金の算			①施設整備・機器の運転管理及び保守点検 …1,540円(建築保全業務労務単価の80%) ②電話交換・受付・案内、舞台設備機器運転 …1,000円(市の発注実績等を勘案し設定) ③施設清掃…885円(市職員給与条例より算定) ④警備・駐車場整理・プラットホーム作業員 …1,130円(建築保全業務労単価東京地区警備員Cの80% ⑤事務補助・計量業務員…882円 ⑥手選別作業員(障害者等除く)…938円 ⑦給食調理・配膳…882円	最賃905円)	生活保護法に規定する額を基準に算定(都 最賃888円) ※ただし60歳以上対象外(業務委託・市低管 理者) ・公園管理・施設樹木管理・法面維持管理: 965円 ・街路樹維持管理:1,000円 ・下水道管渠清掃:1,280円 ・学童保育クラブ運営委託(1週間当たり25時間未満の者):930円 ・上記以外の業務等:946円	額(県最賃743円)	条例別表(2)に規定する金額(見直しを行う場合は、設計労務単価、最低賃金額、その他公的機関が定める労務単価基準及び市職員給料単価等を勘案する。(県最賃794円)	
	審議会等の諮問 の有無		なし	諮問、答申を経て決定	諮問、答申を経て決定	諮問、答申を経て決定	諮問、答申を経て決定	
	導入経緯		・労働者の適正な労働条件の確保	・労働環境の整備、公共事業の品質確保	・市長の選挙公約	・民間委託の加速 ・地元企業の疲弊 ・雇用環境の悪化	・市長の施政方針による	
	導入約 							
	導入総本 専入総本 専入 を	の意見	特になし	・すべての案件に導入してほしい	•特になし	・意見等なし	・特に意見なし	
		活性化	・特になし・検証・確認は行っていない	・地域級这の活性化効果がなったか不かに	・特になし ・条例の経済効果を計ることは困難であるが、アンケート調査では70%強が「つながった」「つながる」と回答 ・長期的には効果があると見込んでいる	・意見等なし・導入のみで活性化するわけではないが、さまざまな施策のきっかけとして制定	・特に意見なし・今のところ不明	
	市民から地域経済	活性化)効果		・地域経済の活性化効果があったか否かに ついては不明であるが、賃金の下支え効果	・条例の経済効果を計ることは困難であるが、アンケート調査では70%強が「つながった」「つながる」と回答・長期的には効果があると見込んでいる・低賃金を背景としたダンピングをさせないといった条例の趣旨の理解が進んでいる	・導入のみで活性化するわけではないが、さ まざまな施策のきっかけとして制定		
	市民から地域経済としての	活性化)効果	・検証・確認は行っていない・清掃業務における時給の上昇	・地域経済の活性化効果があったか否かについては不明であるが、賃金の下支え効果はあるものと考えている・賃金の下支え効果	・条例の経済効果を計ることは困難であるが、アンケート調査では70%強が「つながった」「つながる」と回答 ・長期的には効果があると見込んでいる ・低賃金を背景としたダンピングをさせないと	・導入のみで活性化するわけではないが、さまざまな施策のきっかけとして制定 ・一部事業者の時給が労働報酬下限額に近	・今のところ不明	

4 国・県の動向等

(1)主要職種の設計労務単価について

【公共工事】 (単位:円)

年度	広島県						
業種	24 年度	25 年度 (伸び率:%)	26 年度 (伸び率:%)	27 年度 (伸び率:%)	28 年度 (伸び率:%)	29 年度	29 年度 (伸び率:%)
特殊作業員	15, 000	16, 600 (10. 7)	17, 300 (4. 2)	17, 500 (1. 2)	18, 500 (5. 7)	19, 100 (3. 2)	20, 638 (3. 6)
普通作業員	13, 100	14, 700 (12. 2)	15, 200 (3. 4)	15, 500 (2. 0)	16, 800 (8. 4)	17, 300 (3. 0)	17, 713 (3. 5)
軽作業員	9, 900	11, 000 (11. 1)	11, 400 (3. 6)	11, 500 (0. 9)	12, 200 (6. 1)	12, 700 (4. 1)	13, 515 (3. 8)
とびエ	15, 400	17, 200 (11. 7)	18, 500 (7. 6)	19, 500 (5. 4)	20, 500 (5. 1)	21, 700 (5. 9)	23, 055 (6. 0)
鉄筋工	15, 200	17, 000 (11. 8)	18, 200 (7. 1)	19, 100 (5. 0)	20, 100 (5. 2)	21, 300 (6. 0)	22, 930 (5. 9)
運転手:特殊	15, 400	17, 000 (10. 4)	17, 700 (4. 1)	17, 900 (1. 1)	18, 900 (5. 6)	19, 500 (3. 2)	20, 862 (3. 6)
運転手:一般	13, 000	14, 400 (10. 8)	14, 900 (3. 5)	15, 100 (1. 3)	15, 900 (5. 3)	16, 400 (3. 1)	18, 332 (3. 7)
型わくエ	14, 800	16, 600 (12. 2)	17, 800 (7. 2)	18, 700 (5. 1)	19, 700 (5. 4)	20, 800 (5. 6)	23, 204 (6. 0)
大 工	15, 100	16, 900 (11. 9)	18, 100 (7. 1)	19, 000 (5. 0)	20, 000 (5. 3)	21, 200 (6. 0)	23, 049 (6. 0)
左官	14, 200	15, 900 (12. 0)	17, 100 (7. 6)	18, 000 (5. 3)	19, 000 (5. 6)	20, 100 (5. 8)	22, 934 (6. 2)
交通誘導 警備員A	9,000	10, 200 (13. 3)	10, 900 (6. 9)	11, 400 (4. 6)	12, 100 (6. 1)	13, 100 (8. 3)	12, 777 (7. 5)
交通誘導 警備員B	8,000	9, 100 (13. 8)	9, 500 (4. 4)	9, 700 (2. 1)	10, 300 (6. 2)	11, 100 (7. 8)	11, 002 (7. 5)
業種平均	13, 175	14, 717 (11. 7)	15, 550 (5. 7)	16, 075 (3. 4)	17, 000 (5. 8)	17, 858 (5. 0)	19, 168 (5. 2)

[※]建設業団体の長、都道府県知事及び各政令指定都市市長宛て

【地域別最低賃金の推移】

年度	24 年度	25 年度 (伸び率:%)	26 年度 (伸び率:%)	27 年度 (伸び率:%)	28 年度 (伸び率:%)	29 年度 (伸び率:%)
広島県	719	733 (1. 9)	750 (2. 3)	769 (2. 5)	793 (3. 1)	818 (3. 2)
全国平均	749	764 (2. 0)	780 (2. 1)	798 (2. 3)	823 (3. 1)	848 (3. 0)

[※]厚生労働省発表

[「]技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(国土交通省土地・建設産業局長通知)

(2) 広島県最低賃金について

広島県の最低賃金



○ 広島県最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます。 年齢・性別・雇用形態(臨時・パート・アルバイト等)を問いません。 なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者にはそれぞれの 「広島県特定(産業別)最低賃金」が適用されます。ただし、

- ① 年齢18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④ 下記の産業において「特定の軽易業務」に主として従事する者には、「広島県最低賃金」が適用されます。
- O 派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金 が適用されます。

広島県特定(産業別)最低賃金 (業種名は「日本標準産業分類」による)	時間額	発効年月日	上記④の特定の軽易業務
広島県製鉄業、鋼材、鉄鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、 その他の鉄鋼業最低賃金 ※高炉によらない製鉄業等を除く	922ฅ	平成 29.12.31	
広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属 製品製造業最低賃金 ※製缶板金業を含む	882ฅ	平成 29.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う 巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめ の業務
広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 ※建設用ショベルトラック製造業を除く	890ฅ	平成 29.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う 巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめ の業務
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具製造業最低賃金 ※民生用電気機械器具製造業等を除く	851ฅ	平成 29.12.31	部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により 又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、 かえり取り、鋳ばり取り、かしめ、組線、取付け又は小 物部品の包装若しくは箱入れの業務
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	870⊩	平成 29.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う ばり取り又ははんだ付けの業務
広島県船舶製造・修理業, 舶用機関製造業 最低賃金	912⋴	平成 29.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う 巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめ の業務
広島県各種商品小売業最低賃金 ※衣、食、住にわたる商品を小売するもので、その性格上いず れが主たる販売商品であるかが判別できない事業所 (百貨店、総合スーパー等)	838ฅ	平成 29.12.31	倉庫番、値札付けの業務
広島県 自動車小売業 最低賃金 ※二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く	868ฅ	平成 29.12.31	

(1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

※ 最低賃金に算入しない賃金

- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金に関するお問い合わせは広島労働局、最寄りの労働基準監督署までお願いします。

賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の皆様へ(ご案内)

- (1) 広島働き方改革推進支援センター 賃金規定の整備、賃金の引き上げに向けた環境整備の支援 【TeL0120-610-494】 hiroshima-hatarakikata@lec-jp.com
- (2) 各種助成金があります。 広島労働局 検索
 - ・業務改善助成金 ・キャリアアップ助成金 ・人材確保等支援助成金

(3) その他(国の取り組み等)

「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」 平成30年2月16日付け通知(国土交通省土地・建設産業局長)

「通知の概要」

国土交通省が平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価が決定・公表されたこと等を踏まえ、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るよう周知するもの。

「公共工事の円滑な施工確保について」

平成30年2月2日付け通知(総務省自治行政局長、国土交通省土地・建設産業局長)

[通知の概要]

平成30年2月1日に平成29年度補正予算が成立したことを踏まえ、公共工事の円滑な施行確保が図られるよう契約適正化法第20条第2項に基づき要請するもの。

「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」 平成29年12月1日付け通知(国土交通省土地・建設産業局建設業課長)

[通知の概要]

下請契約における請負代金の設定及び適切な代金の支払い等元請下請取引の適正化ならびに施行管理のより一層の徹底に努めるよう、指導の徹底を求めるもの。

「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」 平成29年9月29日付け通知(総務省自治行政局行政課長、国土交通省土地・建 設産業局建設業課長)

〔通知の概要〕

総合評価落札方式による入札には、地方自治法施行令上、最低制限価格を設定できないこと、低入札価格調査制度の活用、施行体制確認型総合評価落札方式の導入などによるダンピング受注防止の徹底を求めるもの。

「公共工事標準請負契約約款の実施について」

平成29年9月26日付け通知(国土交通省土地・建設産業局長)

〔通知の概要〕

平成29年7月に改正された公共工事標準請負契約約款に基づき、公共発注工事に係る請負契約約款の改正を行うよう再通知するもの。(改正内容は、受注者、元請負人から下請負人に対して、社会保険の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、請負代金内訳書に法定福利費を明示させるもの)

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて」 平成29年8月28日付け通知(総務省自治行政局長、国土交通省土地・建設産業 局長)

[通知の概要]

公共・民間含め全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的としたガイドラインが作成されたこと、同ガイドライン遵守のための準備、取組の強化を要請するもの。

「建設業における処遇改善等に向けた公共工事の発注について」 平成29年6月15日付け通知(総務省自治行政局長、国土交通省土地・建設産業局長)

[通知の概要]

適切な賃金水準と休日の確保促進、社会保険等への加入促進を徹底することにより、処遇改善等を通じた担い手の確保・育成に一層取り組むよう要請するもの。

「公共工事における社会保険等未加入対策について」 平成29年2月28日付け通知(国土交通省土地・建設産業局建設業課長)

[通知の概要]

平成29年4月1日から、国土交通省直轄工事において、受注者が下請契約を締結する二次以下も含めた全ての下請負人について社会保険等加入業者に限定する取組を本格実施することに伴い、地方公共団体発注工事においてもこの取組を参考に、社会保険等未加入対策に適切に対応することを要請するもの。